

令和3年度 教育庁との連携内容

資料2

条文	取組み	取組み概要	取組み実績
第3条 乳幼児期からの手話の習得の機会の確保	聴覚支援学校へ訪問・説明	手話言語条例施策（主に3条）及び支援学校と連携希望の具体的内容（以下、①～③）について説明し、実施に向け働きかけた。	
	①相談支援ネットワーク（相談機関3者）連携の場の運営<<新規>> ※日程調整中	聴覚障がい児支援の中核拠点である、福祉情報コミュニケーションセンターにおいて相談支援を実施している「ひだまりMOE」を運営主体とした情報交換の場（3者間）に、聴覚支援学校早期教育相談の先生にもご出席いただき情報交換し、総合相談窓口の充実を図る。	>今年度末までに実施予定。（教育庁と日程調整中。） ※早期教育相談の先生の参加について、教育庁、了承済み。
	②出張こめっこ （手話言語獲得習得支援者の派遣）	聴覚支援学校の早期教育相談・幼稚部において出張こめっこを実施し、聴覚支援学校に通う幼児と保護者に手話言語獲得習得の機会を提供する。	>中央聴覚支援学校へ2回（12月・2月（感染拡大により中止））出張こめっこを実施。 ※昨年度、実施できず。
	③支援者養成 （手話言語獲得習得支援者の養成）	府内聴覚支援学校に通う中学部・高等部の生徒が将来的に聴覚障がい児手話言語獲得支援者となるよう、参加勧奨に向けたチラシを作成、配布するとともに、各校の協力を得ながら研修への参加勧奨を行う。	>だいせん聴覚高等支援学校ライフサポート科生徒の見学・交流（事前見学を含む）を実施（7月、9月）。 ※新たな取り組み。
第4条 学校による手話の習得の機会の確保への支援	④難聴学級等教員向け手話講座	府内難聴学級のある教員向けに手話講座を実施する。 内容：聴覚障がいのある子どもの置かれている現実など	>緊急事態宣言発令により、急遽「オンライン」に変更して2回（8月）実施。
	⑤聴覚支援学校教員向け手話講座	府内聴覚支援学校4校で、教員向け手話講座を実施する。 内容：学校生活で使える手話など	>例年通り、各校計 40 回以上実施している。

